



「おはようございます。」
元気な挨拶から今年も食育・地産地消専門委員会恒例の保育園・幼稚園でのおにぎりづくりの始まりです。今年藤島地域の「こりす保育園」年中児70人の子どもたちと一緒に11月7日の朝から昼食まで行いました。

食育地産地消専門委員会

つや姫はぎにぎ、パカッと食べるとおいしいね!



★子どもたちの真剣なまなざし

最初は「これから何が始まるんだろう?」というドキドキ感とキラキラした眼差しの中、お米のとぎ方を体験してもらいました。初めて体験する子どもたちが多かったと思いますが、お米をギョツと握った感覚が新鮮なのか、遊びで握る砂と感覚が違うのか、ぎこちない仕草でしたが、その瞳は一層強く輝き出したように見えました。

米とぎ体験の次は、昼食で食べるおにぎりづくりです。両手に広げたラップにご飯をのせ、自分の食べるおにぎりを握ってもらいま



した。真ん丸だったりハート型だったり、中には大人顔負けの三角おにぎりを作れる子どもも。あつたかいご飯の温もりやご飯の感触を体験できたのではないかと思います。

また、ご飯が炊きあがる過程も見せてあげたいとの保育園側からの希望で、実際に子どもたちの目の前で透明な鍋を使用して炊飯しました。鍋の中で踊る米やグツグツ煮立つ様子、炊ける時に漂う香り。ご飯を五感で感じる良い経験になったのではないのでしょうか。

★私たちに出来ることから
この体験教室は2年前に食育の先進地、福井県小浜市に視察に行つて食育教育の大切さを実感し、鶴岡に帰つてから我々にも出来ることか始まったものです。初年度は羽黒地域のいずみ保育園、昨年は大山保育園で開催させて頂きました。今のところ年一回の開催ですが、子どもたちと一緒に米とぎやおにぎりを握る体験は、子どもだけではなく我々大人にとっても貴重な経験ではないかと思つていきます。



★食を考える

「食」という字は人に良いと書きます。体が喜ぶ健康に良い農産物を育て消費

者へ届けることが我々農業者の役目ですが、今回の取り組みを通じて「おいしいや米を消費者に届ける」という使命を再認識することができました。

米価が大幅に下落し、先の見えない農業情勢ですが、そんな時だからこそ農業の原点に返り本来の食というものを考え、体と心に美味しい米づくりをしていきたいと感じさせてくれる貴重な時間を過ごすことが出来ました。

(農業委員 奥山 康光)



第3期農業委員会最終総会開催

建議書を市長に提出

10月23日第3期農業委員の最後の総会が、出羽庄内国際村で開催されました。

提案された6件の議案すべてが全員賛成で決議されたのち、農業委員会5役で鶴岡市長に要望書を提出しました。

提出した要望書は、「平成27年度鶴岡市農業振興施策予算に関する建議書」「学校給食における地産地消推進に関する要望書」「中山



間地域における農地保全と鳥獣被害防止に関する要望書の3件です。

これらの要望に対し榎本市長は、『国の施策が180度転換する中で、鶴岡市は農業施策をどう作っていくかが課題であり、提案された要望については行政、農業委員会、JAともに協力して考えていきたい。』と述べられました。

また、国には、「政府の農政改革に関する建議書」「米価下落に関する要望書」「青年就農給付金制度の継続と新規就農者の増加促進に関する要望書」を提出しています。

今後も鶴岡市農業委員会は、農業の現場と地域に根差した組織として、地域農業の課題やみなさんの意見・要望を建議していきま

山形県
農業委員大会
県内から集結

山形県農業委員大会が10月29日、川西町フレンドリープラザで開催され、本市委員41人を含む県内の農業委員約650名が参加しました。大会では、政府が閣議決定した農業委員会の見直しについて、公選制の維持や一定の委員数確保など、現場を重視した対応を求める決議が審議されました。他に米価下落対策を求める緊急要請も採択しました。庄内地方協議会では、「農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ」を提案し、本市の渡部長和委員が代表して読み上げました。



農地に関するQ&A

Q
私は、15aの畑を所有しこれまで自家用野菜などを作付してきました。高齢になったこともあり、その農地を分家している弟に贈与したいと思っています。その弟は現在20aしか耕作しておらず、贈与を受けても35aほどしかありません。このような場合農地の贈与は認められないのでしょうか。

A
農地の所有権を移転する場合は農業委員会の許可を受ける必要があります。この許可を受けないで行った行為は無効となります。この許可については法律で許可基準が定められており、農地を取得しようとする者が取得後における経営面積で50aに達しない場合は許可できないこととされています。所有権移転に対する許可は売買に限らず贈与においても同様ですので、お尋ねのケースでは受贈者の経営面積が50a以上となりませんので許可できないこととなります。なお、農業委員会が別に下限面積基準を設けている地域もありますので詳しくは農業委員会へお尋ねください。